

“デートDV”を知っていますか？

デートDV(ドメスティック・バイオレンス)とは、「交際相手からの暴力」をいいます。DVは結婚・同棲している人たちの間にのみ起こることではありません。10歳代、20歳代のときの交際相手から、身体的暴力・心理的攻撃・性的強要のいずれかの行為を経験した女性は13.7%にのぼります(男女間における暴力に関する調査、内閣府男女共同参画局、平成24年4月)。デートDVは、決して他人事ではないのです。

相手とのよりよい関係をつくっていくために、一度交際相手について振り返ってみませんか？以下のリストをチェックしてみてください。

———— DV危険度チェック ————

- 殴る。蹴る。
- ドアを殴ったり、物を投げたり壊したり、物に当たる。
- いつも一緒にいることを強要する。
- 頻繁に電話やメールがきて、すぐ対応しないと怒る。
- どこで、何をしているか、行動のすべてを知りたがる。
- 嫉妬心が強く、異性の友人と交流することを許さない。同性の友人関係にも干渉する。
- 携帯電話の履歴やメールをチェックし、異性のアドレスを削除させたり、もうやりとりできないというメールを送らせたりする。
- デートの内容は全部恋人(相手)が決める。
- 服やヘアスタイルなど自分の好みをおしつける。
- 感情の起伏がはげしく、突然怒り出す。
- 怒ったかと思うと、別人のようにやさしくなる。
- 二人でいるときと、他の人たちと一緒にいるときでは態度が違う。(他人の前ではすごくいい人)
- 女性が自分の意見を言ったり主張したりすることを嫌う。
- 交際相手(私)を自分の所有物のように扱う。
- セックスを無理強いする。
- コンドームを使いたがらない。
- 別れ話になると「自殺する」と脅す。



ひとつでも当てはまるものがあれば、どこかに相談しましょう。①**学生相談室** お話をうかがった上でどのように解決していけるかを一緒に考えていきます。必要がある時は、外部の専門機関を紹介することもできます。お友達の彼との関係が心配、という方も相談室へいらしてください。②**女性センター** 各都道府県に女性相談センターが配置されています。③**警察署** 交番ではなく、管轄の「警察署」の「生活安全課」を訪ねてください。生活安全課では、DVやストーキングに専門的に対応しています。

さらに詳しく知りたい方は、以下の本を読んでみてくださいね。

『デートDV』 遠藤智子著 KKベストセラーズ 2005

『愛する・愛されるーデートDVをなくす・若者のためのレッスン7』 山口のリ子著 梨の木舎 2004

『傷ついたあなたへ わたしがわたしを大切にすること DVトラウマからの回復ワークブック』

レジリエンス編 梨の木舎 2005